投票送信用紙等受渡簿、第七項の規定により提出を受けた投票人名簿登録証明書	投票送信用紙等受渡簿	
指定市町村	南極投票指定市町村	
、第一項	、第八十六条第一項	
船員に	南極調査員に	
船員の投票人名簿登録証明書	南極調査員の南極選挙人証	
第八十二条第十五項	南極投票指定市町村	
船員	南極調査員	
投票人名簿登録証明書	南極選挙人証	
第八十二条第十六項	南極投票指定市町村	
船員	南極調査員	

5　第四十四条及び第七十条第三項から第五項までの規定は、前項において準用する第八十二条第七項から第九項までの規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十四条	市町村の選挙管理委員会	南極地域調査組織の長
	投票所において投票人が投票の記載をする場所	法第六十一条第八項各号に定める場所
	投票用紙	投票送信用紙
第七十条第三項	前二項	第八十六条第四項において準用する第八十二条第七項から第九項まで
第七十条第四項	第一項又は第二項	第八十六条第四項において準用する第八十二条第七項から第九項まで
	投票用紙	投票送信用紙の投票記載部分
	これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面	投票送信用紙の必要事項記載部分
	投票人の氏名	投票人の氏名、住所及び南極選挙人証の交付年月日
	提出させなければ	第八十六条第三項において準用する第八十五条第二項に規定するファクシミリ装置を用いて送信させ、更に当該投票送信用紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面には り付け、これを提出させなければ
第七十条第五項	投票用紙	投票送信用紙の投票記載部分
	投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければ	ファクシミリ装置を用いて送信を行う前に投票送信用紙の必要事項記載部分に記載させなければ

（憲法改正案等の掲示をする不在者投票管理者）

第八十七条　法第六十五条第二項に規定する不在者投票管理者のうち政令で定めるものは、市町村の選挙管理委員会の委員長（法第七十一条第一項の規定による投票及び国民投票の一部無効による再投票にあっては、その全部又は一部の区域が当該投票を行う区域に含まれる市町村の選挙管理委員会の委員長）とする。

（不在者投票の送致）

第八十八条　不在者投票管理者は、第七十条から第七十二条までの規定によって投票を受け取った場合においては、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、第七十条第三項（第七十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定によって投票に立ち会った者にあっては署名又は記名押印を、第七十二条第三項において準用する第七十条第三項の規定によって投票に立ち会った者にあっては署名をさせ、更にこれを不在者投票証明書とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に送致し、又は郵便等をもって送付しなければならない。

一　第七十条及び第七十二条の規定によって投票を受け取った場合　投票人が登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長

二　第七十一条の規定によって投票を受け取った場合（次号に掲げる場合を除く。）　投票人が属する投票区の投票管理者

三　第七十一条の規定によって投票を受け取った場合であって、当該投票をした投票人が属する投票区が指定関係投票区であるとき　投票人が属する投票区の投票管理者

2　投票人が登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長は、第七十八条、第八十一条第十二項、第八十二条第十三項（第八十三条第三項、第八十五条第三項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）又は前項第一号の規定によって投票の送付又は送致を受けた場合においては、直ちに投票及び不在者投票証明書を投票人が属する投票区の投票管理者（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者）に送致しなければならない。

（不在者投票に関する調書）

第八十九条　投票人が登録されている投票人名簿又は在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長は、不在者投票事務処理簿を備え、第六十四条、第六十七条、第七十一条、第七十七条、第八十一条第四項から第七項まで及び前条の規定によってとった措置の明細その他必要と認める事項を記載しなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の不在者投票事務処理簿に基づき、その概略（在外投票人名簿に登録されている投票人の不在者投票（第四項において「在外投票人の不在者投票」という。）に係る概略を除く。）を記載した不在者投票に関する調書を投票区ごとに作成して、これに記名押印し、関係のある投票管理者に送致しなければならない。

3　指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めている場合における指定投票区及び指定関係投票区に係る前項の規定の適用については、同項中「投票区ごとに」とあるのは「指定投票区及び当該指定投票区に係る指定関係投票区を通じて」と、「関係のある投票管理者」とあるのは「指定投票区の投票管理者」とする。